学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)のごあんない

〇学研災は、教育研究活動中に被った災害に対して 必要な給付を行い、高等教育機関における教育研究活動の充実・発展に寄与することを目的とした災害補償制度です。本学は賛助会員大学となっており、歯学部学生は本学入学時に自動加入となります。

〇通学中等傷害危険担保特約(略称「通学特約」)は、学校の正課、学校行事または大学が認めた課外活動(クラブ活動)への参加目的をもって、合理的な経路及び方法により住居と学校施設等との間を往復する間の傷害事故を保証する制度です。歯学部学生は本学入学時に自動加入となります。

〇学研災付帯賠償責任保険(略称「付帯賠責」)は、正課中、学校行事中、課外活動中またはその往復で、他人にけがを負わせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する制度です。歯学部学生は本学入学時に自動加入となります。更に5年生については、実習中及びその往復中などに発生した賠償責任事故も対象となります。

※明海大学学生総合補償制度(略称「付帯学総」)は、上記「学研災」に加入 している学生が任意で加入する保証制度です。補償内容の詳細は「明海大学学 生総合保障制度パンフレット」をご確認ください。

2025 年 11 月 明海大学歯学部

2026年4月1日以降保険開始用

Aタイプ [死亡保険金最高 2,000 万円] (特約あり/なし兼用)

不慮の事故によるケガ等に備える保険

2026年度版

「学研災」のごあんない (「学研災」とは、学生教育研究災害傷害保険の略称です)

国内外において、次の**教育研究活動中**に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害(ケガ)に対して保険金をお支払いします。この保険における傷害は、「身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状」および「日射または熱射によって生ずる熱中症」を含みます。なお、「病気」はこの保険の対象ではありません。

加入対象者

学校教育法に定める大学等のうち、 (公財) 日本国際教育支援協会の賛 助会員である大学院、大学、短大 または高等専門学校に在籍する学 生に限ります。

保険期間

- 4月入学生 4月1日午前0時から所定の卒業年次の3月31日午後12時まで
- 9月入学生 9月1日午前0時から所定の卒業年次の8月31日午後12時まで
- 10月入学生 10月1日午前0時から所定の卒業年次の9月30日午後12時まで
- (注) 任意加入(学生が加入を決める場合)で、保険始期の前日までに学生が保険料を支払わなかった場合、保険期間は 保険料を支払った日の翌日午前0時から各終期までとなります。全員加入については、4ページ「重要事項説明 書」注意喚起情報4. 保険開始日をご参照ください。

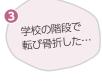
保険金をお支払いする種類

1 教育研究活動中の事故の備えに

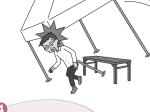
熱中症や 食中毒にも 対応!

ま験中 ガスバーナーの火 で火傷を負った…

学祭の模擬店でテ ントが壊れ打撲し てしまった…







他校で行われた テニスの試合で腕を 打撲してしまった…

教育研究活動中とは… 正課中、学校行事中などをいいます。 詳しくは下記をご覧くだサーイ!



学研災キャラクタ サイちゃん

1 正課中

講義、実験、実習、演習または実技による 授業を受けている間、指導教員の指示に基づき研究活動を行っている 間^(*1)。

2 学校行事中

学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の 一環としての各種学校行事に参加している間。

① 124以外で学校施設内にいる間

学校が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間 $^{(*2)}$ 。

4 課外活動中 (クラブ活動中)

学校の規則に則った所定の手続きにより、学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化・体育活動を行っている間^(*3)。

- (*1) 私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。
- (*2) 寄宿舎にいる間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間、または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。
- (*3) 学校施設外での危険なスポーツを行っている間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間、または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。

🙎 通学中、学校施設等での移動中の事故 (* 4) の備えに

① 通学中

学校の授業等、学校行事または課外活動(クラブ活動)に参加するため、合理的な経路と方法(*5)で、住居(*6)と学校施設等との間を往復する間。

② 学校施設等相互間の移動中

通学中と同じ目的、合理的な経路および方法(*5)で、学校施設等の相互間を 移動している間。



3 臨床実習中の事故 (* 7) の備えに

接触感染による 感染症予防措置を 受けた場合

医療実習中、 使用済みの注射針で 指を刺してしまった…



- (*4) 通学中等傷害危険担保特約(略称「通学特約」)をつけた場合に限ります。
- (*5) 学校が禁じた方法を除きます。
- (*6) 勤務地を含みます。
- (* 7) 接触感染予防保険金支払特約(略称「接触感染特約」)をつけた場合 に限ります。

1.保険料一覧

	基本			特約 ^(* 1)		
保険期間	昼間部	夜間部	通信教育	通学中等傷害危険担保特約		接触感染予防保険金
				昼間部・夜間部	通信教育	支払特約
1年間	650円	100円	100円	350円	40円	20円
2年間	1,200円	200円		550円		40円
3年間	1,800円	300円		800円		50円
4年間	2,300円	400円		1,000円		70円
5年間	2,800円	500円		1,250円		80円
6年間	3,300円	_		1,400円		100円

(*1) 各特約に加入する場合、希望する特約の 保険料を加算してく ださい。

2. 保険金の種類と金額

(1) 死亡保険金(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合)

補償範囲	支払保険金	
「正課中」「学校行事中」	2,000万円	
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動(クラブ活動)中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	1,000万円	

(2) 後遺障害保険金(*2)(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合)

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 120万円~ 3,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動(クラブ活動)中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 60万円〜 1,500万円

(*2)

死亡保険金と後遺障害保険 金とを重ねて支払うべき場 合には死亡保険金のみお支 払いします。

(3) 医療保険金 (医師の治療を受けた場合) および入院加算金

事故発生時の活動の種別			治療日数(*3)	医療保険金		入院加算金 (* 4)
	(対象外)		1⊟~ 3⊟	3,000円		(180日限度)
		(対象外)	4⊟~ 6⊟	6,000円		
			7⊟~ 13⊟	15,000円		3 PD 4 D L - 0 +
/ / 治療日数1日 / 治療E	/ 治療日数4日 \	√治療日数14日	14⊟~ 29⊟	30,000円	入院した場合	入院1日につき 4,000円 (いずれの活動種 別においても入 院1日目から支 払われます。
から対象	1 1 1	以上が対象	30 ⊟~ 59 ⊟	50,000円		
`	正課中・学校行事中	学校施設内外を問わ	60 ⊟~ 89 ⊟	80,000円		
事中		ず、課外活動(クラ ブ活動)を行ってい る間	90 ⊟~119 ⊟	110,000円		
			120 ⊟~149 ⊟	140,000円		
特約加入者の通学			150 ⊟~179 ⊟	170,000円		
			180⊟~269⊟	200,000円		
		270 ⊟~	300,000円			

(*3)

実際に入院または通院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の実治療日数であり、治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

入院加算金は医療保険金の支払有無に関係なく入院1日目から支払われます。

(4) 接触感染予防保険金(*5)

補償範囲	支払保険金		
臨床実習中	1事故につき15,000円 (定額払)		

(*5) 臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触(接触のおそれのある場合を含みます)し、かつ、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合が対象です。

注意事項

- (1) 上記の保険金は、学研災付帯学生生活総合保険、外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険、学研災付帯海外留学保険、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。
- (2) 保険金は上記金額に限定されているので、2口以上の加入はできません。
- (3) 同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院へ通院しても、治療日数は2日とはなりませんのでご注意ください。

[※]年度途中に加入する場合も保険料は1年単位となります。

[※]通学中等傷害危険担保特約・接触感染予防保険金支払特約において夜間部に6年間の設定はありません。

[※]通信教育は6年間扱いとなります。

3.加入手続き

学校^(*6)によって特約の取扱状況や加入に伴う手続きが異なります。学校の案内に従ってください。

(*6) 学校教育法に定める大学等のうち、(公財) 日本国際教育支援協会の 賛助会員である大学院、大学、短大または高等専門学校

4.保険金をお支払いしない主な場合

・以下の事由により生じた傷害(ケガ)

保険契約者・被保険者(保険の対象となる方)・保険金受取人の故意 または重大な過失(保険金受取人は、その方が受け取るべき金額部 分)、被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為、無免許運転・酒気 帯び運転・麻薬等を使用した状態で自動車等の運転中に生じた事故、 脳疾患・疾病・心神喪失、妊娠・出産・早産または流産、外科的手術 などの医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きま す。)、地震・噴火またはこれらによる津波(被保険者がこれらの自然 事象の観測活動に従事している間を除きます。)、戦争・内乱・暴動、 核燃料物質の有害な特性などによる事故(被保険者が核燃料物質、核 燃料物質によって汚染された物、またはこれらを使用する装置を用い て行う研究・実験活動に従事している間を除きます。)、放射線照射・ 放射能汚染(被保険者が放射線または放射能の発生装置を用いて行う 研究・実験活動に従事している間を除きます。)、むちうち症、腰痛な どで医学的他覚所見のないもの、学校施設外の課外活動として行う山 岳登はん (ピッケル等の登山用具を使用するもの)・リュージュ・ボ ブスレー・スカイダイビング・ハンググライダー搭乗等の危険な運動 中の事故、学校施設外の課外活動として行う自動車等の乗用具による 競技・試運転・競技場でのフリー走行、被保険者に対する刑の執行

なお、飲酒による急性アルコール中毒症や時間の経過により重大化した傷害など「急激かつ偶然な外来」の条件を充足しない事故も対象となりません。

5. その他

• 告知義務

告知義務については4ページをご確認ください。

• 通知義務

加入後、次のようなことが生じた場合、遅滞なく本学担当窓口(学生課・学生支援課・保健センター等)へご通知ください。

- ・昼間部、夜間部または通信部の区分を変更した場合
- ・退学した場合(除籍、死亡を含みます。)
- ・保険期間中に通算して1年以上休学した場合
- ・学部、学科等を変更する場合

• 事故が発生したときのご注意

この保険で対象となる事故が生じた場合には、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故の日時、場所、状況、傷害の程度を本学の窓口に申し出た上で、窓口備付けの事故通知はがきまたはFAX、あるいはパソコンや携帯端末を使用した事故通知システムにより、東京海上日動火災保険㈱の学校保険コーナーへご通知ください。保険金

請求権には、時効 (3年) がありますのでご注意ください。

• 死亡保険金受取人の指定

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。

• 引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は保険業法の規定に基づき「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は一定割合まで同機構による補償が得られます。同機構の補償割合は以下のとおりです。

・保険期間が1年以内の場合

原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)

・保険期間が1年超の場合

原則として90%(保険期間が5年超で引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は90%を下まわります。)

• 個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である(公財)日本国際教育支援協会は、引受保険会社に本契約に関する、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務 委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金 の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、 他の保険会社、(一社)日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険㈱と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険㈱の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、 国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険㈱のホームページおよび他の引受保 険会社のホームページをご参照ください。

個人情報は、所属校が作成した加入者名簿を(公財)日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険㈱へ提出することにより提供されます。この取扱いに同意しない場合は、速やかに同協会へ申し出てください(これに同意しない場合は、この保険には加入できません。)。

- ・この「ごあんない」は学生教育研究災害傷害保険の内容についてご紹介したものです。加入に当たっては、必ず4ページの「重要事項説明書」をよくお読みください。ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、(公財) 日本国際教育支援協会のホームページ等でご参照ください。(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、本学担当窓口(学生課・学生支援課・保健センター等)までお問い合わせください。なお、加入後は「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」をご覧ください。
- ・学生教育研究災害傷害保険は、(公財)日本国際教育支援協会と以下の保険会社との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動 火災保険㈱が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく 単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については同協会にご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保 損保ジャパン 東京海上日動 (幹事保険会社) 三井住友海上

• この保険は(公財)日本国際教育支援協会を保険契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生を被保険者(保険の対象となる方)とする学生教育研究災害傷害保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

〈契約者〉

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 学生保険課

〒 153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29

TEL: 03-5454-5275 URL: https://www.jees.or.jp/

〈引受幹事保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

日本国際教育支援協会 学研災



重要事項説明書

(契約概要・注意喚起情報のご説明) 必ずお読みください。

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いた だくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入い ただく前に必ずお読みください。
- ●注意喚起情報はご加入いただく保険をお申込みいただく 際に、ご加入いただく学生の皆様にとって不利益となる事 項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。 ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ●この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載 するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約に よって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載 していますので、必要に応じて、(公財)日本国際教育支援協会のホームページ等でご参照ください。ご不明点等に ついては同協会または東京海上日動火災保険㈱までお問い
- 合わせください。 ※この「ごあんない」、「学生教育研究災害傷害保険加入 者のしおり」等、加入内容が分かるものを保管していた だきますようお願いします。

契約概要

商品の仕組み、引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし、 同協会の賛助会員校に在籍する学生を被保険者(保険の対 象となる方)とする団体契約です。保険証券を請求する権 利、保険契約を解約する権利等は原則として同協会が有し ます。

この保険は、ご加入者が団体の構成員であることを加入条 件としています。

ご加入いただける被保険者の範囲等については、1ページ をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方 ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入 を取消しさせていただくことがあります。

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする種類、②保険金をお支払いしない 主な場合、③保険期間等については、1~3ページをご確 認ください。

(この内容は、注意喚起情報にも該当します。)

(3) 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)はあらかじめ定めら れたご契約タイプとなります。ご契約タイプについての詳 細は2ページをご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費 制度や労災保険制度等の公的保険 制度を踏まえご検討ください。公 的保険制度の概要につきましては、 金融庁のホームページ(https:// www.fsa.go.jp/ordinary/ insurance-portal.html) 等をご確 認ください。



(金融庁ホームページ)

2. 保険料・保険料の払込方法

保険料はご加入いただく保険料適用区分等によって決定さ れます。保険料については、2ページをご確認ください。 保険料の払込方法については学校の指示に従ってください。 (この内容は、注意喚起情報にも該当します。)

3 満期返れい金・契約者配当金・解約返戻金

○この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。 ○ご契約を解約される場合は、大学等までご連絡くださ い(包括契約に関する特約をセットした契約については、 ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。)。 なお、解約された場合、契約内容や解約の条件により 未経過期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支 払いできる場合があります。

(この内容は、注意喚起情報にも該当します。)

注意喚起情報(No.3・4は契約概要にも該当)

告知義務等

加入時、引受保険会社に重要な事項※をお申出いただく義 務があります。

- ・加入の際、記載事項が記載されていなかったり、記載事 項が事実と違っている場合には、契約が解除されたり、 保険金をお支払いできないことがあります。
- ・他人のために保険契約を締結する場合、契約者または その代理人に過失がなかったとしても、被保険者(保険 の対象となる方) またはその代理人の故意または重大な 過失によって、集計報告書の記載事項が記載されていな かったり、記載事項が事実と違っているときも同様です。 ※他の保険契約等に関する事項を含みます。

ご加入後における留意事項(通知義務等)

- ○退学等の際の通知義務や事故などが発生した場合の手 続き等については3ページをご確認ください。ご通知や 手続き等がないと、保険金をお支払いできないことやこ 加入を解除されること等があります。
- ○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になる ことがあります。なお、この場合には、集計報告書等に 記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対 して算出した保険料を請求または返還します。

保険開始日

- (1) 4月入学生の保険責任は、4月1日午前0時から始まり ます。ただし、4月1日以降のお取扱いは以下のとおりと なります。
 - ①全員加入の場合:教授会等において決議*した保険加入 日が4月1日以降のときは、決議された保険加入日の午 前0時が責任開始となります。
- ②任意加入の場合: 学生が在籍する会員校へ所定の保険 料を支払った日が4月1日以降のときは、支払った日の 翌日の午前0時が責任開始となります。
- (2)9月入学生の保険責任は、9月1日午前0時から始まり ます。ただし、9月1日以降のお取扱いは以下のとおりと なります。
- ①全員加入の場合:教授会等において決議※した保険加入 日が9月1日以降のときは、決議された保険加入日の午 前0時が責任開始となります。
- ②任意加入の場合: 学生が在籍する会員校へ所定の保険 料を支払った日が9月1日以降のときは、支払った日の 翌日の午前0時が責任開始となります。
- (3) 10月入学生の保険責任は、10月1日午前0時から始ま ります。ただし、10月1日以降のお取扱いは以下のとお りとなります。
- ①全員加入の場合:教授会等において決議※した保険加入 日が10月1日以降のときは、決議された保険加入日の 午前0時が責任開始となります。
- ②任意加入の場合:学生が在籍する会員校へ所定の保険 料を支払った日が10月1日以降のときは、支払った日 の翌日の午前0時が責任開始となります。

※保険加入日時は決議日時より溯ることはできません。

保険金をお支払いしない主な場合等

3ページをご確認ください。

引受保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返 れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減さ れることがあります。詳細は3ページをご確認ください。

個人情報の取扱いについて 3ページをご確認ください。

被保険者からのお申出による解約

被保険者からのお申出によりその被保険者に係るご加入を 解約できる制度があります。制度および手続きの詳細につ いては、「ごあんない」等記載のお問い合わせ先まで問い 合わせてください。本内容については、被保険者全員にこ 説明くださいますようお願いします。

8. 死亡保険金受取人の指定

3ページをご確認ください。

9. クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

その他ご留意いただきたいこと

共同保険について

3ページをご確認ください。

代理人からの保険金請求

被保険者または保険金の受取人に保険金を請求できない 事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者また は保険金の受取人の代理人がいない場合は、被保険者または保険金の受取人の配偶者(*1)または3親等内のご親族 (あわせて「ご家族」といいます。) のうち東京海上日動火 災保険㈱所定の条件を満たす方が、被保険者または保険 金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があ ります。詳細は、「ごあんない」等記載のお問い合わせ先 まで問い合わせてください。本内容については、ご家族の 皆様にご説明くださいますようお願いします。 (*1)法律上の配偶者に限ります。

ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ○ご加入時に、「ご契約者」、被保険者または保険金受取人 に詐欺または強迫の行為があった場合は、東京海上日動 火災保険㈱はご加入を取り消すことができます。
- ○以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になり
- ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的また は他人に保険金を不法に取得させる目的を持っていた場
- ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険 者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人 を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)
- ○以下に該当する事由がある場合には、東京海上日動火災 保険㈱はご加入を解除することができます。この場合に は、全部または一部の保険金をお支払いできないことが ありますので、ご注意ください。
- ご契約者、被保険者または保険金受取人が東京海上日 動火災保険㈱にこの保険契約に基づく保険金を支払わせ ることを目的として損害等を生じさせた場合
- ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係 者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者また は保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

| ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただ く保険商品が学生の皆様のご希望に合致した内容であること、お申込みいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等を確認させていただくためのものです。 お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願いします。 なお、ご確認に当たりご不明な点等がありましたら、「ごあんない」に記載のお問い合わ せ先まで問い合わせてください。

1. 保険商品が以下の点で学生の皆様のご希望に合致した内容となっていることをこ の「ごあんない」に記載されている重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希 望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- □保険金をお支払いする主な場合 (学生教育研究災害傷害保険。通学中等傷害危険担 保特約、接触感染予防保険金支払特約を含みます。)、お支払いする保険金
- | 保険金額(ご契約金額)
- □保険期間 (保険のご契約期間)
- □保険料・保険料払込方法
- □保険の対象となる方
- 2. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか? 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等学生の皆様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務等」が記載されていますので必ず ご確認ください。

| 保険に関するご質問・お問い合わせは

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) 公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4

0120-587-050 (フリーダイヤル)

受付時間:平日9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始は除く)

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動学校保険コーナー

0120-868-066 (フリーダイヤル)

受付時間:平日9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始は除く)

指定紛争解決機関(注意喚起情報)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (指定紛争解決機関)



0570-022808 < 通話料有料> IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日9:15-17:00

・日・祝日・年末年始は除く)

東京海上日動火災保険㈱は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機 関である(一社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています

東京海上日動火災保険㈱との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立て を行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)